

【 指定 通所介護・介護予防通所サービス事業所 】
桃山台ホームデイサービスセンター
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
 兵庫県指定第2870800402

当事業所はご契約者に対し指定通所介護・介護予防通所サービスを提供します。
 事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明
 します。

1. 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 恵生会
代表者	理事長 石坂 克彦
所在地	神戸市垂水区桃山台5丁目 1139 番地 3
電話番号	(078) 751-0006
FAX 番号	(078) 751-7770
設立年月日	平成7年10月16日

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上3階建 (内1階部分使用)		
延床面積	3,330.13㎡ (食堂及び機能訓練室の合計面積 311.82㎡)		
併 設 事 業	事業の種類	事業所指定番号	利用定員
	(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 桃山台ホーム	2870800246	60人
	(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 桃山台ホーム ショートステイサービス	2870800444	1日 10人
	(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型) グループホーム桃山台	2870800436	8人
	(居宅介護支援事業) 桃山台居宅介護支援事業所	2870800089	-
	(介護予防支援事業) 桃山台あんしんすこやかセンター	2800800019	-
	(ユニット型地域密着型介護福祉施設) サテライト特養ももやまだい	2890800143	28人

3. 事業所

事業所の種類	指定通所介護・平成12年4月1日指定 指定介護予防通所サービス・平成27年4月1日指定 兵庫県2870800402号
事業所の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の名称	桃山台ホームデイサービスセンター
管理者	林 由美子
事業所の所在地	神戸市垂水区桃山台5丁目1139番地3
事業所までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 又は山陽電鉄ご利用の場合 「垂水駅」で下車、山陽電鉄バス23系統（垂水駅東口発）に 乗車し、「桃山台3丁目」で下車、北東へ約500m ・ 市営地下鉄ご利用の場合 「名谷駅」で下車、山陽電鉄バス・神戸市バス15系統に乗車 し、「桃山台3丁目」で下車、北東へ約500m ・ お車をご利用の場合 第2神明道路「名谷IC」より北東へ約2km
電話番号	(078) 751-0006
FAX番号	(078) 751-7770
開設年月日	平成8年4月1日
利用定員	1日/30名
営業日	月曜日から金曜日 (但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時00分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前10時00分から午後3時30分まで
サービス実施地域	神戸市垂水区

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護・介護予防通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

生活相談員	ご契約者に対しそれぞれの介護計画に沿いサービスの提供を行うとともに、日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名以上
介護職員	ご契約者に対しそれぞれの介護計画に沿いサービスの提供を行うとともに、自立した生活がおくれるよう支援します。 4名以上
看護職員	ご契約者の血圧・体温等の健康チェックを行うとともに、自立した生活がお

	くれるよう支援します。	1名以上
機能訓練指導員	ご契約者に対しそれぞれの機能訓練計画に沿い、生活機能向上を目的とする機能訓練を行います。	1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

- ・ 基本サービス（通常規模型 5時間以上6時間未満）
- ・ 送迎
- ・ 入浴（一般・機械浴）
- ・ 機能訓練

[サービス利用料金]

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費・介護予防日常生活支援総合事業費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

要介護度別利用料金につきましては、[別紙]の通りです。

表記料金はあくまでも1日あたりの目安です。実際の精算額とは、端数処理の関係上、若干異なります。

介護保険支給限度額を超えた場合のご利用者については、超過単位数分が全額自己負担となります。

ご契約者に介護保険料の未納がある場合には自己負担額が異なります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

① 食費

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

料 金 : 650円（おやつ含む）

② おむつ代

原則ご持参いただきますが、何らかの事情・状態により施設にて提供した場合は現物返却もしくは実費をご負担いただきます。

- ③ 理髪・美容
理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
利用料金 : 実 費
- ④ 写真代
外出企画及び行事内容により写真撮影をいたします。ご希望者の方はご購入いただけます。
料 金 : 1枚50円
- ⑤ 複写物の交付
ご契約者は、サービスの提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。
料 金 : 1枚10円
- ⑥ 連絡袋代
施設とご契約者、ご家族との連絡及び薬剤の受け渡し等にご使用いただきます。
料 金 : 実 費
- ⑦ 送迎代（サービス実施地域以外）
ご契約者の希望により、サービス実施地域以外の居住地への送迎を希望される場合は、居住地から施設までの距離に応じて精算させていただきます。
料 金 : 1kmにつき100円
- ⑧ レクリエーション・クラブ活動
ご契約者の希望による特別なレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金 : 材料代等の実費をいただく場合があります。
- ※ 経済状況の変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変化の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

6. ご利用について

(1) 利用申し込み

利用申し込みは、担当ケアマネジャーを介してお申し込み下さい。

(2) 利用の中止・追加・変更

- ① ご契約者は、利用期日前において、通所介護・介護予防通所サービスを中止又は変更することができます。この場合には、ご契約者はサービス利用日の前日までに事業者申し出るものとします。
- ② ご契約者が事前に何ら申し出なく利用中止した場合は、所定の取消料をお支払い戴きます。取消料は、前日午後5時までに中止を申し出た場合は無料、その後の中止及び無連絡欠席の場合は650円です。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

(3) 利用料の支払方法

サービス提供月末日までのご利用に応じて翌月初めにご請求いたします。請求書受領後、次回利用日にお支払い下さい。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

7. 契約の解除について

ご契約者は、契約の全部又は一部を解除することができます。この場合には、ご契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知して下さい。

8. 相談窓口について

当事業所における苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。

(1) 利用相談窓口

担当者： 管理者 兼 生活相談員 林 由美子

(2) 苦情受付窓口

担当者： 管理者 兼 生活相談員 林 由美子

責任者： 施設長 石坂 恵美子

第三者委員：中後 寛（社会福祉施設 理事長）・片庭 典子（社会福祉施設 元施設長）

(3) 行政機関その他受付機関

兵庫県国民健康保険団体連合会： 電話番号（078）332-5617
受付時間（平日） 8：45～17：15

神戸市監査指導課介護保険担当： 電話番号（078）322-6326
〃 高齢者虐待通報専用電話： 電話番号（078）322-6774
受付時間（平日） 8：45～12：00
13：00～17：30

神戸市消費生活センター： 電話番号（078）371-1221
受付時間（平日） 9：00～17：00

9. 虐待の防止について

ご契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めます。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市区町村等へ報告します。

10. 身体拘束について

ご契約者に対し身体拘束を原則廃止します。但し、ご契約者又は利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にてご説明し、同意を得るよういたします。

11. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

12. 事故発生の防止及び発生時の対応について

安全かつ適切に、サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備いたします。また、サービス提供等に事故が発生した場合、ご契約者等に対して必要な措置を講じます。

13. 秘密の保持について

業務上知り得た個人情報については、秘密を保持いたします。但し、サービス担当者会議等においてご契約者の個人情報を用いる必要があります。

個人情報を用いる際には、ご契約者もしくはご家族の同意を得てから行います。又、その際、同意書の提出を求めることがあります。

個人情報の活用は、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限のものといたします。

14. 記録の保管について

サービスの提供の記録の保管については、その完結の日から5年間といたします。

ご契約者本人およびご家族に限り、記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付ができます。

15. 損害賠償責任について

(1) 損害賠償

サービスの実施にともなって、故意又は過失が認められる場合には、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者が損害賠償責任を減じることができるものとします。

(2) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ下記に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場

合

- ② ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 損害賠償保険加入先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

16. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

※感染症や非常災害の発生時は、職員の出勤率に応じた必要最低限のサービス提供となります。

17. ご利用にあたっての留意事項

- (1) 交通事情等により送迎時間が多少異なる事があります。又、送迎時車の運転に関して細心の注意をはらいますが、急ブレーキ等避けられない事故が起こる可能性があります。
- (2) 食べ物のアレルギー、車酔い等は必ず事前に連絡して下さい。
- (3) 台風や路面の凍結等の天候不良によりお休みにさせていただく場合があります。その際は、当日8時30分頃までに連絡いたします。
- (4) 体調について

- ・ 送迎時、職員に健康状態を必ずお知らせ下さい。発熱や体調不良の場合には、ご利用をお断りすることもあります。
- ・ 健康チェック後、ご本人の健康状態により入浴できない時もあります。
- ・ 介護に際して、職員は細心の注意をはらいますが、予測しえない事故が起こることがあります。

例えば、①転倒による骨折

- ・ 状態に即した食事を提供しているにも関わらず誤嚥する 等
- (5) ご契約者・ご家族等からの暴力や性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（過剰なサービス要求）により、施設職員の就業環境が害される場合は、ご利用を中止させていただきます。

